

つては、一切責任を負いません。

(5) JR 東海は、提携各社との提携を変更又は終了することについて、権利を有します。この場合 JR 東海は、会員に対し、エクスプレス予約ホームページ等にてその旨をお知らせします。

7. ポイントによる特典の利用

- 特典は、会員に限り申し込むことができます。
- 特典は原則として、会員に限り利用できるものとします。これによらず、会員が同時に予約した他の利用者等と特典を利用できる場合は、特典の利用条件等について十分に説明し、特典の利用に際し会員が遵守すべき規約等各種の定めについて、利用者に遵守させるものとします。
- ポイント及び特典については、前項の場合を除き、他の会員等に譲渡することはできません。
- 特典の利用に際し、所定の本人確認等を行う場合があります。
- 会員への特典に関する必要事項の通知、連絡は、エクスプレス予約ホームページによるほか、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所・電話番号・eメールアドレス等に対して行います。また、特典の送付は、原則として、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所に対して行います。この登録内容の誤り、更新未了等により必要事項の不達及び特典の不着など、会員に不利益が生じて、JR 東海は一切責任を負いません。
- 会員は、特典の利用に際して、別に定める利用条件を事前に確認すると共に、利用条件に従って利用するものとします。
- 特典の提供にあたっては、利用できない期間や提供数量等の制限を設ける場合があります。JR 東海は、この利用制限を理由に、特典の払い戻し、ポイントの口座への返還、又はポイントの有効期限の延長等を行う責任を負いません。
- 会員等が、提供された特典をいかなる形で第三者への譲渡、売買、金品との交換を行うことを禁止します。
- JR 東海は、会員に提供するすべての特典について、紛失・盗難等を理由とする再提供の義務を負いません。また、特典の発送以降、配送中に生じた遅延、紛失、損害等のあらゆる事故により会員が特典を利用できない状況となった場合についても、それを保障すいかなる責任を負いません。

8. 変更・終了の告知

- JR 東海は、本特約、ポイント付与条件、特典内容やその付与条件等の諸条件について、既に付与されたポイント・特典等の価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、予告なしに変更する場合があります。
- 本プログラムに関する案内書に記載の規定及び告知内容等の確認事項については、エクスプレス予約ホームページに記載された内容が、又は新特約を送付した後に、会員が本プログラムを利用した場合、変更事項又は新特約が承諾されたものとみなします。
- JR 東海は、任意に本プログラムを終了することができるものとします。終了の場合、別に定める場合を除き、本プログラムを終了時において、会員の未使用ポイントは取り消され、未使用特典の使用も中止されます。

9. 特約の变更

本特約の変更については、JR 東海から変更内容を知照（エクスプレス予約ホームページ及びエクスプレス予約画面等）による掲示を含む）、又は新特約を送付した後に、会員が本プログラムを利用した場合、変更事項又は新特約が承諾されたものとみなします。

10. この特約に定めのない事項

ポイント利用に係わる個人情報取り扱い、その他本特約に定めのない事項については、カード会員規約その他、各種の規約、特約によりします。

- ※1 会員種別により、次の規約等に読み替えるものとします。
 - JR 東海「そだ京都、行こう」エクスプレス・カード会員規約
 - JR 東海エクスプレス・カード会員規約
 - JR 東海エクスプレス・カード（法人）会員規約
 - JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）会員規約
 - JCB エクスプレスカード会員規約
 - エクスプレス三井住友コーポレートカード会員特約
 - UC エクスプレスコーポレートカード会員規約
 - MUFJ カードエクスプレスコーポレート会員規約
 - DC エクスプレスコーポレートカード（個別払い方式）会員特約
 - DC エクスプレスコーポレートカード（一括払い方式）会員規約
 - TS CUBIC エクスプレスコーポレートカード会員規約
 - JR 東海エクスプレスサービス会員規約（ビューカード会員用）
 - アメリカン・エクスプレス®、JR 東海エクスプレス・コーポレート・カード会員規約

JR 東海 EX-IC サービス規約（提携コーポレート会員）

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）、が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。

第 1 章 総則

- 本規約は、「エクスプレス予約サービス（JCB）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（三井住友エクスプレスコーポレートカード）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（UC コーポレート）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（MUFJ カードコーポレート）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（DC コーポレート）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（TS CUBIC コーポレート）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（アメリカン・エクスプレス・コーポレート）に関する特約」（以下、「EX-IC サービス特約（提携コーポレート）」という。）の特約と、EX 予約サービス特約（提携コーポレート）と本規約の間で重複又は競合する内容については、本規約が優先するものとします。
- 「JR 東海エクスプレス・カード会員規約」(※1)（以下、「カード会員規約」という。）、に定める法人会員(※2)（以下、単に「法人会員」という。）、は、カード会員規約に定めるカード使用者(※3)（以下、単に「カード使用者」という。）、に本規約を周知する義務を負います。

第2条（用語の定義）

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

- 「EX-IC カード」とは、法人会員を対象とする IC チップを内蔵するカードをいいます。
- 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与

- された EX-IC カードに固有の番号をいいます。
- 「記名式 EX-IC カード」とは、法人会員名と個人のカード使用者名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
- 「非記名式 EX-IC カード」とは、法人会員名と会社、部署等のカード使用者名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
- 「EX-IC 携帯電話機」とは、カード使用者が、当社が別に定める登録手続をし、当社が登録した携帯電話機をいいます。
- 「提携企業」とは、法人会員又はカード使用者に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。
- 「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
- 「会員情報」とは、カード使用者又はカード会員規約に定める管理責任者が EX 予約サービス特約（提携コーポレート）第 2 条の定めにより登録した事項（EX 予約サービス特約（提携コーポレート）第 3 条の定めにより変更された事項を含みます。）をいいます。

2. 本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約および EX 予約サービス特約（提携コーポレート）に定めるところによるものとします。

第3条（本規約の変更）

- 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものと、変更後は、変更後内容のみ有効とします。本規約を変更した場合、カード使用者の 1 人が変更後に EX-IC サービス又は付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の規約に同意したものとみなされます。
- 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

第 2 章 EX-IC サービス

第4条（EX-IC サービス）

EX-IC サービス（以下、「本サービス」という。）とは、エクスプレス予約サービスの一つであり、携帯電話又はパソコン等による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等を（以下、「締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」という。）、において入出場する際に EX-IC カード又は EX-IC 携帯電話機等が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC 運送契約」という。）となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員又はカード使用者にとって不利になる場合があります。

第5条（EX-IC 運送契約の内容）

EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX-IC サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

第6条（利用環境、受付期間、受付時間）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ（https://expy.jp/）（以下「エクスプレス予約 HP」という。）により周知するものとします。

2. 本サービスより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間および時間は、当社が別に定めるところによるものとします。

第7条（申込）

カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあり、カード使用者の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

- カード使用者は、本サービスより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
 - 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの Web サイト画面への表示又は会員情報として登録された e メールへの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。
 - 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。
- EX-IC 運送契約の運賃等は、JR 東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）（※4）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、指定クレジットカード発行会社（※5）が定める利用可能枠（※6）による制限を受けず。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとします。
- 第 3 項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。
- カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
- 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの Web サイト画面への表示又は会員情報として登録された e メールアドレスへの eメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。
- 前項より、第 4 項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、JR 東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約の解約をします。したがって、カード使用者の本サービスより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、JR 東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。
- カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申し込みをした後、当社が定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、別に別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）

法人会員又はカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの Web サイト上にて確認することができる。

第 3 章 付帯サービス

当社は又は提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）、を法人会員又はカード使用者に提供することがあり、法人会員又はカード使用者は、当社又は提

携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ホームページへの掲示等の方法により周知します。

第 4 章 サービスの変更、中断、終了等および周知方法等に関する定め

第 11 条（本サービス等の変更、中断、終了等）

- 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス又は付帯サービス（以下、総称して「本サービス等」という。）、の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
- 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）、を変更することができるものとします。
- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部又は全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
 - システム等の保守、点検を行う場合
 - システム等に障害が発生した場合
 - 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当社の責にふらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合
 - その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合
- 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部又は全部の提供を終了させることができるものとします。
- 当社は、本サービス等の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施又は提供の終了に伴って法人会員、カード使用者又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 12 条（通知の方法）

- 当社から法人会員又はカード使用者への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスの Web サイトもしくは当社ホームページ上への掲示、会員情報として登録された e メールアドレスへの eメールの送信、電話番号への電話連絡、法人会員の所在地への郵便物の送付等の当社が適宜と認める方法のいずれかにより行うものとします。
 - 前項の通知が本サービスの Web サイト又は当社ホームページ上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
 - 第 1 項の通知が e メールによって行われる場合、法人会員が e メールを送信するときに会員情報として登録されたメールアドレスに宛て e メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
 - 第 1 項の通知で郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに法人会員の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
 - 第 1 項において、会員情報として登録された e メールアドレス又は法人会員の所在地が不正確であった場合には、このために e メールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなす。
 - 当社は、e メールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 13 条（例外の扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章でない本章の一定と異なる扱いをすることができるものとします。

第 5 章 EX-IC カード

第 14 条（EX-IC カードの発行および効力）

- 当社は、本サービスの提供に関連して、法人会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数の EX-IC カードを発行し、貸与します。
- EX-IC カードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
- 法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記載された情報を含む。）を使用、管理しなければなりません。
- カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、又は付帯サービスを利用するときは、常に EX-IC カードおよび JR 東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）を携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業は、法人会員は、承諾したと否にかかわらず、これらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができること又は付帯サービスの全部又は一部の提供を受けられないことがあります。
- EX-IC カードは、EX-IC カード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。
- EX-IC カードには記名式 EX-IC カードと非記名式 EX-IC カードがあります。
- EX-IC カードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したと否にかかわらず、その使用によって生じた一切の責任（債務・負担等を負うものとします。
- 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取扱いは、別に定めます。

第 15 条（EX-IC カードの有効期限および更新）

- EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。
- 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限内に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。
- EX-IC カードの有効期限が満了する場合、法人会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社が引き続き適宜と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

第 16 条（EX-IC カードの返却等）

- 法人会員又はカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業は、法人会員又はカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めるないし本サービス等の提供を終了することがあります。
 - 本規約に違反した場合
 - 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合
 - EX-IC カードを当該カード表面に記載のあるカード使用者以外の第三者に使用させた場合
 - EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）又は公序良俗に反する行為を使用した場合
 - 換金目的による EX-IC 運送契約の締結又は付帯サービスの利用等、EX-IC カードの利用状況が適当でないとき当社が認めた場合

- EX-IC カード本体又は内蔵する IC チップに記載された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動又は第三者に提供等した場合
- 法人会員が、指定クレジットカード発行会社へのカード利用代金の支払いを怠った場合等、同社より EX-IC カードの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを受容と判断した場合
- EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める「EX-IC サービス運送約款」又は他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合
- 当社が複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
- 第 22 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC 携帯電話機の登録取消を受けた場合
- この他、法人会員又はカード使用者の EX-IC カードの利用が適当でないとき当社が認めた場合

- 前項より法人会員又はカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。
- 法人会員は、法人会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員又はカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任（債務、負担等を負うものとします。

第17条（EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用）

- 法人会員又はカード使用者が、EX-IC カードを紛失し、又は盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。
- 法人会員又はカード使用者の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 14 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。
 - 法人会員又はカード使用者の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合
 - 法人会員又はカード使用者の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合
 - 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
 - 当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力しない場合
 - 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合
 - 第 1 項の申し出の内容が虚偽である場合

3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続きをとるものとし（以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。）、防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正利用については、前項各号に該当する場合を除き、第 14 条第 7 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任（債務・負担等を負わないものとします。

- JR 東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）を紛失し、又は盗難に遭う等して、その後、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の補償については、指定クレジットカード発行会社の定めによります。
- 法人会員又はカード使用者が EX-IC カードを紛失し、又は盗難に遭った場合であっても、JR 東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）を紛失し、又は盗難に遭う等していなければ、指定クレジットカード発行会社の定める補償はありません。

第 18 条（EX-IC カードの再発行）

1. 当社は、法人会員が当社の定める変更手続を行うことにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX-IC カードの種別を変更して再発行することができる。

- 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
- 当社は、法人会員が EX-IC カードの紛失、盗難、毀損、滅失等のため、当社が定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。
- 前各号の EX-IC カードの再発行の際には、法人会員又はカード使用者は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却しなければならないものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員又はカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
- 法人会員は、第 1 項又は第 3 項より EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は JR 東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）により決済するものとします。

第 19 条（当社の免責事項）

当社は、EX-IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- カード使用者の EX-IC カードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
- 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
- JR 東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）、エクスプレス予約サービス、EX-IC カードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者又は第三者の被った不利益
- 当社が第 17 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者又は第三者の被った不利益

第 6 章 EX-IC 携帯電話機

- EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合に携帯電話機を使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望するカード使用者は、当該入場に出場使用する携帯電話機（ただし、東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東日本」という。）が提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限ります。）について、当社が別に定める EX-IC 携帯電話機登録手続をするものとします。
- 当社は、前項の登録手続をした携帯電話機のうち、当社が別に定める基準を満たす携帯電話機について、EX-IC 携帯電話機として登録します。
- カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、EX-IC 携帯電話機が当社が別に定める駅において入出場するときは、常に EX-IC 携帯電話機および JR 東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）を携帯し、当社、当社指定路

線を運営する他社の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することできないことがあります。

- EX-IC 携帯電話機は、当該電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外は使用できません。
- EX-IC 携帯電話機が第三者に使用された場合、法人会員及びカード使用者は、承諾したと否にかかわらず、その使用によって生じた一切の責任（債務・負担等を負うものとします。
- 法人会員又はカード使用者は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場するために必要な機器、ソフトウェア、携帯電話事業者との間で締結すべき各種の契約その他すべての環境（以下、「利用環境」という。）、を、自らの責任と負担において確保し、維持するものとします。なお、利用環境を満たさない EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。
- カード使用者は、EX-IC 携帯電話機が、故障、電池切れ、携帯電話網を介した通信状態の不安定等、通常に利用できる状態でない場合、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。

第 21 条（EX-IC 携帯電話機としての登録期限および更新）

- EX-IC 携帯電話機としての登録期限は、EX-IC カードの有効期限が満了する日までとします（EX-IC カードの有効期限が更新されると自動的に登録期限も EX-IC カードの有効期限まで延長されます。）。ただし、当社が必要と認め法人会員又はカード使用者に通知した場合には、登録期限を変更することができるものとします。
- 前項にかかわらず、当社の都合により予告なく EX-IC 携帯電話機としての登録期限を変更することができるものとします。

第 22 条（EX-IC 携帯電話機の登録取消）

- 法人会員又はカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業は、会員の EX-IC 携帯電話機としての登録を取り消すないし本サービス等の提供を終了することができます。
 - 第 16 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合
 - EX-IC 携帯電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外の第三者に EX-IC 携帯電話機を使用した場合
 - EX-IC 携帯電話機を不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）又は公序良俗に反する行為を使用した場合
 - EX-IC 携帯電話機に記載された駅における入出場に係る情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動又は第三者に提供等した場合
 - その他、カード使用者の EX-IC 携帯電話機の利用が適当でないとき当社が認めた場合
- 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者の EX-IC 携帯電話機の使用に関して生じた一切の責任（債務、負担等を負うものとします。

第 23 条（EX-IC 携帯電話機の紛失、盗難）

- カード使用者が EX-IC 携帯電話機を紛失し、又は盗難に遭った場合には、法人会員又はカード使用者はカスタマーセンター等に電話連絡し、EX-IC 携帯電話機の利用停止を申し出るものとします。
- 法人会員又はカード使用者の EX-IC 携帯電話機の利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 20 条第 5 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。
 - 法人会員又はカード使用者の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合
 - 法人会員又はカード使用者の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合
 - 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
 - 当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力しない場合
 - 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合

(※) ※1～6 の用語については、本規約においてすべての箇所、EX 予約サービス特約（提携コーポレート）ごとに、以下の用語に読み替える。

EX 予約サービス特約（提携コーポレート）	※1（JR 東海エクスプレスカード会員規約）	※2（法人会員）	※3（カード使用者）	※4（JR 東海エクスプレスカード（提携コーポレート））	※5（指定クレジットカード発行会社）	※6（利用可能枠）
エクスプレス予約サービス（JCB）に関する特約	JCB エクスプレスカード会員規約	法人会員	カード使用者	JCB エクスプレスカード	株式会社ジェーシービー	利用可能枠
エクスプレス予約サービス（三井住友エクスプレスコーポレートカード）に関する特約	エクスプレス三井住友コーポレートカード会員特約	会員	使用者	三井住友エクスプレスコーポレートカード	三井住友カード株式会社	カードのご利用枠
エクスプレス予約サービス（UC コーポレート）に関する特約	UC エクスプレスコーポレートカード会員規約	法人会員	カード使用者	UC エクスプレスコーポレートカード	株式会社クレディセゾン	利用可能枠
エクスプレス予約サービス（MUFJ カードエクスプレスコーポレート）に関する特約	MUFJ カードエクスプレスコーポレート会員規約	法人会員	カード使用者	MUFJ カードエクスプレスコーポレート	三菱 UFJ ニコス株式会社	利用可能枠
エクスプレス予約サービス（DC コーポレート）に関する特約（個別払い方式用）	DC エクスプレスコーポレートカード（個別払い方式）会員特約	基本会員	個人会員	DC エクスプレスコーポレートカード	三菱 UFJ ニコス株式会社	利用可能枠（限度額）
エクスプレス予約サービス（DC コーポレート）に関する特約（一括払い方式用）	DC エクスプレスコーポレートカード（一括払い方式）会員特約	基本会員	個人会員	DC エクスプレスコーポレートカード	三菱 UFJ ニコス株式会社	利用可能枠（限度額）
エクスプレス予約サービス（TS CUBIC コーポレート）に関する特約	TS CUBIC エクスプレスコーポレートカード会員規約	法人会員	カード使用者	TS CUBIC エクスプレスコーポレートカード	トヨタファイナンス株式会社	利用可能枠
エクスプレス予約サービス（アメリカン・エクスプレス®、コーポレートカード会員規約）に関する特約	アメリカン・エクスプレス®、JR 東海エクスプレス、コーポレートカード会員規約	法人会員	カード使用者	アメリカン・エクスプレス®、JR 東海エクスプレス、コーポレートカード	アメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.	利用可能枠